

## 第17回山口県人権施策推進審議会会議録

注) 発言内容に影響しない範囲で語尾等を修正しました。

○開催日時：令和6年1月23日(火) 午前10時から11時30分まで

○開催場所：県庁共用第3会議室（本館棟4階）

事務局 それでは、開会に先立ちまして、皆様方に会議の公開についてお諮りをしたいと思います。

本審議会は公開を原則としております。

審議の内容をまとめた議事録も公開とし、県のホームページにも掲載する予定としておりますので、議事録の作成に正確を期すため、審議内容については録音させていただき、また、会議の写真も撮らせていただきたいと思います。

また、一般の方や報道の方など傍聴ができることとなっております。

傍聴人は今はありませんけれども、報道の方で新聞1社ほどいらっしゃいます。カメラも入っておりますので、皆様御了承いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

あわせて、本日の審議会の成立状況について御報告を申し上げます。

委員15名中、11名の方が出席されており、過半数を超えております。

よって、審議会規則第5条の規定に基づき、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

それでは、ただいまから、「第17回山口県人権施策推進審議会」を開催させていただきます。

審議会の開催に当たりまして、山口県環境生活部部長 藤田昭弘が御挨拶を申し上げます。

環境生活部 長 皆様おはようございます。環境生活部部長の藤田と申します。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様には、昨年2月に委員に御就任いただいたところであり、この場をお借りいたしまして、改めてお礼を申し上げます。また、審議会の開催の準備が遅れまして、今日が初めての会議となりましたことを深くお詫びをいたします。

さて、私たちの身の回りには、様々な人権問題が依然として幅広く存在しています。

このため、県では、「山口県人権推進指針」に基づき、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、人権に関する取組を総合的に推進しているところです。

こうした中、本審議会は、委員の皆様、それぞれのお立場から御意見を賜り、様々な人権問題への対応や、人権が尊重された行政の推進など、本県の人権施策の一層の推進を図ることを目的としています。

本日は、委員改選後初めての開催ということで、まず、会長及び副会長を選任していただき、次に、前回の審議会におきまして、「山口県人権推進指針」の改定の方向性について御了承をいただいていることから、改定指針の素案をお諮りすることとしております。

どうか委員の皆様には、忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

事務局 本日は、委員改選後、はじめての会議でございますので、議事に入ります前に、委員の皆様方を御紹介申し上げます。

名簿順に御紹介をいたします。

石丸義臣委員でございます。

石丸委員 石丸でございます。よろしくお願いたします。

事務局 今村孝子委員でございます。

今村委員 今村です。よろしくお願いたします。

事務局 梶野晴彦委員でございます。

梶野委員 梶野です。よろしくお願いたします。

事務局 数井聡美委員でございます。

数井委員 数井と申します。よろしくお願いたします。

事務局 川口泰司委員でございます。

川口委員 川口です。よろしくお願いたします。

事務局 草田和枝委員でございます。

草田委員 草田です。よろしくお願いたします。

事務局 高田 晃委員でございます。

高田委員 高田です。よろしくお願いたします。

事務局 澤田正之委員でございます。

澤田委員 澤田です。よろしくお願いたします。

事務局 鈴木朋絵委員でございます。

鈴木委員 鈴木です。よろしくお願いたします。

事務局 馬場幹雄委員でございます。

馬場委員 馬場と申します。よろしくお願いたします。

事務局 宮原博之委員でございます。

宮原委員 宮原です。よろしくお願いたします。

事務局 最後に、本日、御欠席でございますが、川村宏司委員、谷 真人委員、船崎美智子委員、山下悦子委員を御紹介いたします。

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

環境生活部長の藤田でございます。

環境生活部長 藤田です。よろしくお願いたします。

事務局 環境生活部審議監兼人権対策室長の福本でございます。

人権対策室長 福本です。よろしくお願いたします。

事務局 人権対策室次長の安光でございます。

人権対策室次長 安光です。よろしくお願いたします。

事務局 教育庁副教育長の木村でございます。

教育庁 木村と申します。どうぞよろしく申し上げます。  
副教育長

事務局 人権教育課長の中村でございます。

人権教育 中村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。  
課 長

事務局 続いて、審議会規則第7条の規定に基づき、知事が任命した幹事でございます。

氏名はお手元に配付しております幹事名簿のとおりでございますので、時間の関係上、紹介は省略させていただきます。

それでは、議事に入らせていただきますが、先程も申し上げましたとおり、本日は、委員改選後、初の会議であることから、会長及び副会長が選任されておりません。

つきましては、議題1の「会長及び副会長の選任について」は、事務局の方で議事を進行させていただきます。

会長及び副会長につきましては、審議会規則第4条の規定により、委員の互選により定めることとされております。

どなたか御推薦がありましたらお願ひいたします。

馬場委員 よろしいでしょうか。

事務局 はい、どうぞ。

馬場委員 山口県人権連の馬場と申します。よろしくお願ひいたします。

今度、会長ですね、私は、宇部フロンティア大学の心理学部教授高田晃先生を推薦します。高田先生は皆様御存じのように、長年、この人権審議会に携わっておられますので、この後の人権推進指針の改定という重要な審議を行うにおいて、高田先生が非常に適任ではないかと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひいたします。高田先生、よろしくお願ひいたします。

事務局 ありがとうございます。その他ございませんでしょうか。副会長の方、はい、お願ひいたします。

草田委員 今、馬場委員さんがおっしゃられたように、会長は高田先生がおられますから、副会長は今までどおり今村先生でどうでしょうか。推薦いたします。

事務局 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ただいま高田委員さんを会長に、また、今村委員さんを副会長にとの御推薦がありました。いかがでしょうか。

(拍手又は「異議なし」の声)

ありがとうございます。皆様の御賛同をいただきましたので、会長は高田委員さんに、また、副会長は今村委員さんにお願いすることに決定いたしました。それでは、高田会長さん、一言お願いいたします。

高田会長 会長への就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。皆様方の御賛同をいただきまして、当審議会の会長という大変重責を引き受けることとなりました。大変未熟者ではありますが、皆様の御協力を得まして議事を進めていきたいと思っております。円滑な議事運営に努めてまいりますので、どうぞ皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。  
それでは、今村副会長さん、一言お願いいたします。

今村副会長 今村です。会長補佐という役割について、それをしっかり努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

事務局 ありがとうございます。  
それでは、審議会規則第5条の規定により、会議の議長は、会長が務めることとなっております。  
高田会長さんには、議長席へ御移動いただき、今後の議事進行についてよろしくようお願いいたします。

議長 それでは、議事に入らせていただきたいと思います。  
議題2の「山口県人権推進指針の改定について」ということですが、本件は、お手元に配布しておりますけれども、本日付で知事から諮問がなされております。まずは、事務局から説明をお願いしたいと思います。

人権対策室次長 それでは私の方から、議題の(2)の山口県人権推進指針の改定について、説明をさせていただきます。  
まず、資料の1をご覧ください。1の「改定の趣旨」及び2の「改定の基本的な考え方」は、前回の「山口県人権施策推進審議会」において改定の方向性として承認されたものでございます。  
この中で、2の「改定の基本的な考え方」として、現行の指針の構成と内容は基本的に継承する。平成24年3月の前回改定後の社会情勢の変化等を踏まえ、必要な見直しを行う。「性同一性障害の問題」は、LGBT全体を対象と

した記述に改める。とされました。

これにより3の「主な改定内容」ですが、指針の項目の内、第1「指針の趣旨と性格」、第2「人権をめぐる状況と課題」、第5「推進体制」については、法改正や県関係計画の改定に対応した見直し。第3の「指針の基本理念、キーワード」、第4の「施策の推進」については、現行どおりとすることとしました。

本編資料「分野別施策の推進」については、関係法令等の追記や県計画等に沿った方針への見直し、「性同一性障害の問題」については「性の多様性に関する問題」へ分野名を変更することとしております。

次に改定の指針の概要については別紙A3のとおりですが、改定素案の内容については、本編資料「分野別施策の推進」に係る主な見直しの内容と資料2をご覧ください。

説明については、資料2の「現行指針・見直し対比表」に沿って説明をいたします。

変更箇所には下線が引いてございます。

字句の修正など以外の主な箇所を説明いたしますと、1ページ目ですが、前回改定時の「やまぐち未来デザイン21」は、現在、「やまぐち未来維新プラン」に変更されております。

2ページ目の1の「国連の取組」としては、平成23年に「ビジネスと人権に関する指導原則」が承認されたこと。また、平成27年9月に「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されたことを追記し、それに併せ、国内の動向では、SDGsの達成に向け「持続可能な開発目標実施指針」が平成28年12月に策定されたことを記載しております。

本県の取組としては、4ページに前回、平成24年3月に行った指針の改定や令和元年7月の「人権に関する県民意識調査」の実施について記載をしております。

4の「人権課題等の状況」については、「性同一性障害の問題」を「性の多様性に関する問題」に変更するとともに、「アイヌの人々」を令和元年度にアイヌ施策推進法が施行されたことに伴い追記いたしております。

第3の「指針の基本理念、キーワード」及び第4の「施策の推進」は人権に関する取組の継続性を維持する観点から変更はございません。

12ページの第5の「推進体制」では、企業での人権尊重の促進を図るために国において「ビジネスと人権」に関する行動計画の策定を追記しているところです。

次に、本編資料「分野別施策の推進」ですが、14ページの「男女共同参画に関する問題」については、女性活躍推進法などの法令等の記載や現行の「山口県男女共同参画基本計画」等に沿って記述をしております。

18ページの「子どもの問題」については、こども基本法、いじめ防止対策推進法などの法令等の記載や「やまぐち子ども・子育て応援プラン」等に沿って記述をしております。

21ページの「高齢者問題」については、「やまぐち高齢者プラン」等に沿って記述をしております。

24ページの「障害者問題」については、障害者差別解消法や障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例などの記載や「やまぐち障害者いきいきプラン」等に沿って記述をしております。

28ページの「同和問題」については、部落差別解消推進法において県が関与し、県民に直接関係がある条文を追加しております。

30ページの「外国人問題」は、ヘイトスピーチ解消法の記載や「山口県多文化共生推進指針」に沿って記述をしております。

32ページの「罪や非行を犯した人の問題」は、再犯防止推進法の記載や「山口県再犯防止推進計画」に沿って記述をしております。

34ページの「犯罪被害者と家族の問題」は、「山口県犯罪被害者等支援条例」などの記載や「山口県犯罪被害者等支援計画」等に沿って記述をしております。

36ページの「環境問題」では、「山口県環境基本計画」等を記載するとともに同計画に沿って記述をしております。

38ページの「インターネットにおける問題」では、令和3年のプロバイダ責任制限法の改正などを記載し、支援として山口地方法務局や総務省の違法・有害情報相談センター等と連携した情報提供などの追加をしております。

40ページの「プライバシーの保護」は、「個人情報の保護に関する法律」が令和3年に改正され、同法が直接適用されることとなり、法施行に必要な事項を定めた「個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定について記載しております。

41ページの「拉致問題」は、本県の状況等について追加記載をしております。

42ページの「インフォームド・コンセントの推進」については変更ございません。

43ページの「感染症の問題」は偏見や差別を防止する規定を設けた「新型インフルエンザ等対策特別措置法を一部改正する法律」の施行や新興感染症への対応について記載をしております。

45ページの「ハンセン病問題」は、ハンセン病に関する法律を記載するとともに、ハンセン病元患者家族への対応を記載しております。

47ページの「性の多様性に関する問題」は冒頭にも申しましたが、「性同一性障害の問題」から分野名を変更し、「LGBT理解増進法」を記載するとともに、LGBTなど性的マイノリティ全体を対象とした記述に変更しております。

最後に、現行指針の38ページの人権関係年表の国際連合の取組の2013年以降、及び43、44ページの国内の取組の2011年以降をお示ししているように記載することといたしておるところでございます。

なお、参考資料として、指針に係る「人権教育・啓発等関連事業の状況」

について令和4年度、5年度の事業名・事業内容・予算額をお示ししています。説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方から、「山口県人権推進指針の改定」について、改定の素案が示されました。

それでは委員の皆様から、この事務局案に対して御意見をいただきたいと思いますが、資料2、最後までご説明いただきましたけれど、議論を円滑に進めるために、まずは、「現行指針・見直し（改定素案）の対比表」というのがありますが、右側に見直しの案が示してあり、改定部分にアンダーラインがひいてあります。その1ページから13ページまでの「第1 指針の趣旨と性格」から「第5 推進体制」について、まず、最初に皆様方から御意見を伺いたいというふうに考えております。

委員の皆様方でお気づき等ありましたら、よろしく願いいたします。

はい、馬場委員、どうぞ。

馬場委員 馬場でございます。この人権指針の改定案の中でですね、まず2ページ、3ページでございます「SDGs」の記述、これはここに果たして必要なのかどうかというのが、よくわからないんですけども、この「SDGs」というのは期限がある性質のものでございますから、できればこの中よりも、参考資料の中にごございます「世界人権宣言」ですね、その次に、内容を記載した方がよろしいのではないかと思いますし、また、参考資料の「人権関係年表」、これにいわゆる「国際連合の取組」ですか、これがありますので、そこに記載された方がよろしいのではないかと考えます。

そして3ページですね、「様々な人権に関する社会問題の解決」という文言がありますけど、これがですね、よくわからないんですね。何を指してるのかがよくわからないから、これはちょっと見直していただいた方がよろしいのではないかと思います。

次、4ページです。「4 人権課題等の状況」で、「同和問題」というのも書かれておりますけれども、一応、山口県の中では、もうこれ解決しているというので、この「同和問題」という文言が、果たしてここに必要なのかどうかはよくわかりません。

次に、「アイヌの人々」という表記もございます。ところが、この「アイヌの人々」という表記につきましては、この後に何の表現もございませんので、果たしてここに必要な文言か、あるいは別にですね、その対策として、「アイヌの人々」に対する何らかの施策が必要なのかというのは、別の問題になってくると思いますので、これはここで削除するのか、あるいは別項目としてちゃんと捉えるべきなのか、ちょっと考えていただきたいと思います。

議長 ただいま馬場委員さんの方から、2、3ページにある「SDGs」について

の御質問がありました。期限があることであるとか、あるいは「世界人権宣言」の方で記載するのがいいのではないか、人権の年表において整理をした方がいいのではないかという御意見でした。

また、3ページの「様々な人権」というのが、どういうことなのかということも、もう少し具体的な説明が必要ではないかと。

また、4ページの「人権課題等の状況」のところ、山口県においては、同和問題はもう解決したというような見解を持っているとのことでした。

また、アイヌの表記につきましても、もう少し説明が必要であったり、違う箇所での表記が必要なのではないかというような御指摘がありましたが、このことについて、事務局の方から何か御意見があればお願いしたいと思います。

人権対策 室次長 はい、最初の「SDGs」の関係ですけれども、この「SDGs」の関係は、かなり大きな問題といったところ、  
「ビジネスと人権に関する指導原則」、これにもすごく関連しておりますので、「国連の取組」のところに記載をさせていただいたというところでございますけれども、御意見として承りたいというふうに思っております。

それから、「様々な人権に関する社会問題を解決」のところ、これは次ですね、個別の人権関連の法律が整備されているといったところで、後ろの別表にそのことを掲げておりますけれども、この10年間で、かなりの人権に関する法律が制定されたといったところもありますので、「様々な人権に関する社会問題の解決を図るため」という表現を入れさせていただいたところがございます。

それから「同和問題」についてですけれども、ここに掲げていることについては、まず、後ろの分野別施策、16分野ございますけれども、それについて、ここに掲げさせていただいているということで、「同和問題」も、当然そこに入っているということです。山口県で解決したかどうかということは、様々な評価があるところではございますけれども、法務局の調査でも「同和問題」についてですね、人権侵害事案として件数を取り扱っておりますので、事務局としては、ここにあげさせていただいたといったところがございます。

それから「アイヌの人々」の関係の問題でございますけれども、前回の審議会で、分野別施策の16分野については、維持するという方向が了承されたと、その方向性でいくということになっておりまして、その上で、国の計画にもですね、「アイヌの人々」の記載があるといったところ、令和元年に「アイヌ施策推進法」が施行されたということを受けて、記載する必要があるのではないかと考えたときに、この場所に記載するのが適当だということで記載したところがございます。

議 長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の方から説明をいただきましたが、馬場委員さんの方で、何か御意見あれば。

馬場委員　そうですね。すみません、今ひとつ、アイヌの方の問題については、やはり、日本国政府の法律の問題というものを、丁寧にこの中で表記された方がいいのではないかと思います。この文言ひとつだけというのが、どうもひっかかるんですね。以上でございます。

議長　はい、ありがとうございました。もう少し詳しくアイヌの問題について説明した方がよろしいのではないかと御意見をいただきました。また、事務局の方で、いろいろな方面の意見も聞きながら、御検討いただきたいというふうに思います。その他、何か御質問ありますでしょうか。  
川口委員。お願いします。

川口委員　はい、この施策の中で、8ページからですかね、「第4 施策の推進」の主な柱で、「人権行政の推進」とか「人権教育啓発の推進」等々あるんですけど、「相談支援体制の充実」等がありますけど、今回、県民意識調査、人権にかかる意識調査を2009年と、その後にも、10年後にもされたと思うんですけども、定期的に他県では5年に1度ほど、この人権施策を取り組んできて、今どうなっているかという、意識や実態を把握する調査というのが、定期的に、こうずっとしていくというのが通常なんですね。まあこれが3年なのか、5年か10年か、とかありますけれども、僕はこの施策の中で、意識調査というのかな、人権施策を進めていって、今どういう状況なのかというのを定期的にこう把握していく、この間2回ほど確保されていますけれども、この人権意識調査の実施というのを、どこかに入れられないかなと、施策を取り組んでいって、私たちも審議しますので、結果を見て、そういった指針の中にしっかりと、定期的にやると、5年に1度実施して、効果測定をして、またその課題解決の取組に反映させていくと、そういうふうな意識調査の実施というのをどこかに入れられないかなということを、ちょっと要望として言いたいと思います。

議長　はい、ありがとうございました。川口委員の方から、この意識調査について、「定期的に実施ということを明記できないだろうか。」というような御提案をいただきましたが、事務局の方で、何かこの辺でお考えがあればお願いしたいと思います。

人権対策室次長　県民意識調査についてはですね、これまで指針の改定を見据えて実施するという形をとってございまして、今後も、そういう形をとりたいなというふうに思っております。定期的な実施を指針に位置付けるということは、現時点で考えておりません。

ただ、これまでの改定は、だいたい10年に1回という形でやっていますけれども、それは決められたものではないので、例えば、改定ペースが早まれば、10年より短い期間ですということもあり得るかなというふうには思っています。要は指針の改定に連動させる形で実施するという形をとりたいと思って

おりますので、現時点、定期的な実施について位置付けるということについては考えていないところでございます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の方から御説明をいただきましたが、指針の改定の時に実施しているということで、特に、定期的には今のところ考えてはいないという御答弁であったと思いますが。  
川口委員、何か御意見があれば。

川口委員 事務局の考えと私の考えは違いますので。私は、定期的に新しい人権課題も生まれてきますし、定期的に、やはり10年というスパンは長すぎると思っております。この時代の中で最低5年に1度ぐらいは他県を見てもやっていますから、指針を見直す必要性があるかどうか、実態を見ないと判断できないと思うんですね。取り組みをして、新たな課題とか状況の変化に応じた、こういう課題が起きているから指針を見直そうとか、人権に関する個別は、この10年様々できてきたから、先程、「ビジネスと人権」、「SDGs」も含めて、「LGBT」もそうなんですけれども、いろいろな新しい課題が、法律ができてきていますから、だから10年はちょっと長いと思えますし、その必要性を議論するかどうかの素材としても、僕は、やはり5年に1度とかの定期的な、見直す必要が無くても、実態をまず把握することが必要だと思います。

後程、項目をかえますけれども、「同和問題」に関しても、国の実態調査の実施というのがあります。これは他の差別問題でも一緒だと思いますので、ぜひここは実態意識調査の実施というのを、私としては、定期的に見直す、見直さない、議論する素材としても必要だと、事業を実施した上で、効果測定をするというのは当然ですから、これはぜひ入れてほしいと、要望になりますけど、私の意見としてお伝えしたいと思えます。

議長 はい、ありがとうございました。  
先程、事務局の説明で、「10年に1度、定期的に決めているわけではなく、必要性が生じたときに実施する。」という御意見でした。  
今、川口委員の方から、「定期的に5年に1度とか、そういう形での実施も必要ではないか。ぜひ検討してほしい。」という御要望として承りましたが、それでよろしいでしょうか。一応事務局の方で、そういう要望として承ったということで、川口委員、よろしいでしょうか。

川口委員 はい。

議長 その他、御意見はありませんでしょうか。  
特に無いようでしたら、引き続いて、資料2の14ページから48ページの「分野別」及び別紙「人権関係年表」について、御意見を承りたいと思えますが。先程、鈴木委員の方から挙手がありました。

鈴木委員　まず1点、脱字レベルの指摘なんですけれども、47ページ「性の多様性に関する問題」、「1 現状と課題」で、段落としては、5段落目の、「なお、平成16年には」から始まる段落なんですけれども、最後、「性別適合手術等を経ることで、性別の変更が可能となりました。」になっているんですけれども、あくまで法律上の取扱いの変更なので、元々の原稿も間違っているんですけれど、「性別の取扱いの変更が可能となりました。」という4文字が元々必要だったんですけど、すみません、私もさっき気が付いて、ちょっとそこは脱字を補うという意味で、御検討いただけたらなあと思いました。

あと2点目はですね、今回の見直しに間に合わない可能性もあるんですけれども、43ページの「感染症の問題」のところで、もう一度改めて読み直してみますと、医療が専門ではない私が言うのもおこがましいのですが、やはり「AIDS」の書きぶりがですね、「HIVウイルス」に感染しているのと「AIDS」とは、今、全然別概念でして、ウイルスに感染しても、きちっと早期に発見して治療すればですね、他人に感染させることはないというような、そこまでの医学水準までたどり着いているんですけれども、ちょっとそのことが踏まえられずに、「AIDS」と「HIVウイルス感染」がちょっと混乱してるような書きぶりに見えてしまいましたので、そこは、本当は修正しないといけなかったのかなあと思いました。例えば、「1 現状と課題」のところに、「AIDS」の前に、「HIVウイルス感染や」というような一言を入れると、まず違う概念だというふうにはっきりすると思いますし、本当は、「2 基本方針」の(1)のところでですね、「学校教育や世界エイズデーなどにおいて」の前に、「HIVウイルス感染をしても、早期に発見し治療をすれば、「AIDS」を発症しないということは、もう科学的な治験として確立しており、それを知らないで差別や偏見がある現状を防止しなければなりません。」みたいな趣旨の文章が本当は入った方が、今本当に、まだ「HIVウイルス感染」の偏見が酷くてですね、職場から排除されたり、または、医療機関、特に歯医者さんの治療を拒否されたりというのが、既に今年も聞いておりますので、ちょっとその点については、もう少し正確な書きぶりに直した方がいいのではないかなと思いました。すみません、もっと早く言うべきでした。以上です。

議長　はい、ありがとうございます。まず47ページの「LGBT」に関してというところですが、この文言なり、補足なり、説明ということで、もう少し詳しいのが必要ではないかという御意見でした。まず47ページからいきたいと思いますけど。はい、どうぞ。

男女共同参画課　男女共同参画課の内山と申します。よろしく申し上げます。今、御指摘を受けましたところ、「性別の取扱いの変更が可能となりました」ということで、訂正させていただきたいと思います。ありがとうございます。

議 長 ありがとうございます。文言等検討いただいて、ここは修正いただくというところでお願いしたいというふうに思います。

それで、43ページの方の「AIDS」問題であるとか、「HIV」の問題ですけど、私もエイズカウンセリングをしており、本当に、日進月歩、医学が進んでいきますので、最先端の情報でないと間違いだらうというふうに思いますけど、これは鈴木先生からの御指摘をいただいた部分で、何か事務局の方でお考えがあれば。

健康増進 健康増進課、菊池です。お世話になります。委員さんが言われることも受け  
課 長 ながら、少し丁寧な形で言葉の修正をしたいと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。鈴木委員から御指摘をいただいた部分につきましては、その辺のところをもう少し情報収集して、表現方法を修正するというような事務局の方のお答えだったというふうに思いますが、事務局、それでよろしいですかね。

では、その辺は、鈴木委員さんに情報提供をいただいて、適切な文言に変更していただいたり、加えていただいたりしていただけるといいと思いますが、鈴木委員さん、何か御意見があれば。

鈴木委員 今回の御検討で十分でございます。ありがとうございます。

議 長 また、この辺でいろいろ御協力いただくこともあるかもしれませんが、よろしく願いできればと思います。

その他、14ページから48ページの分野別ということで、何か御意見があればお願いしたいと思います。

馬場委員 はい。

議 長 馬場委員さんお願いします。

馬場委員 まず、15ページですね、「2基本方針」の(2)とか(3)に、「地域社会づくり」、「意識の改革」、「社会づくり」という文言が出てくるんですけども、どういう方向なのかと。この言葉が漠然としていましてですね、もう少しこれ具体的な形の文章ができないかなというふうに考えておるんですけどね。そこをちょっとお考え願いたいと思います。

例えばですね、ページ15に「長時間労働の縮減」とかいう表現が出ておりますけれども、具体的にこういう表現が分かりやすいんですね、何とかこういうことでお願いしたい。

それと、ジェンダー平等の推進。これは男女共同参画がジェンダー平等と考えておられるのか。その辺は私もですね、ちょっと詳しいことが分からないん

で、御説明をお願いしたいと思います。

それと、18ページですね。「予想を上回るペースで少子化が進行する」というのがありますけれども、これはですね、ちょっとどういうふうな状況を指しているのか分かりませんので、この辺の説明をできたらお願いしたいと思います。

それと19ページ。この「発生予防」というのが、以前は「未然防止」とはっきり書かれていたんですけれども「発生予防」と。この「未然防止」と「発生予防」というのはどうなのか、ちょっと私にもどう解釈していいのかわからないのでご説明をお願いいたします。私は、個人的に言うと、現行指針にある「未然防止」で十分ではないかと思っているんですけれども、それをわざわざ「発生予防」というふうに文言を変えられたのはどういう理由なのか、御説明をお願いしたいと思います。

次にですね、「高齢者問題」で、ページの21にもあるんですけれども、「地域包括ケアシステム」、これがですね、「ケアシステムの基盤強化」。これもちょっと具体的な説明をできたらお願いしたい。

それと、22ページにいきますと、「地域の連携体制の強化」というのが書かれておりますが、これもその何ていいますかね、どういう範囲でどうやりたいのかというのが分かりづらいんですね、この辺ももう少し具体的にお願いしたい。

次にですね、4番目、「障害者問題」ですね。ページ24と25になるんですけれども、「共生」という言葉が使われている意味がよく分からないんですね。いわゆる「共存」と「共生」の違いというのはあるんですけれども、それでわざわざ「共生」という言葉が使われているのも、ちょっと御説明をお願いしたいと思います。

それとページ27。「インクルーシブ教育システムの構築」というのがあります。これがですね、よく分からないんですよ。「インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育を推進します。」とありますけれども、この所も詳しく説明をお願いしたいと思います。

次に7の「罪や非行を犯した人の問題」で、32ページにいきますけれども、この中で「包摂」という言葉が使われているんですけれどもね、この「包摂」というのが非常に分かりづらい言葉でございますので、これもできたら何らかの形で、この「包摂」はどう理解しているかというのを、ちょっとできたら一行二行書いていただけたらと思います。

それと、33ページのここにですね、(5)です。「保護司」という言葉が出てきています。「保護司等民間協力者との連携を強化します。」とありますが、保護司の方というのは、守秘義務が非常に厳しくて、実際に我々がその協力をしてもらえるのかという問題があると思うんですね。それがここに「保護司等民間協力者との連携を強化します。」と、一体どういうふうにやるのか、ちょっと分かりづらいんですね、これもちょっとお願いしたいと思います。

すみません、ちょっと長くなっておりますけれども。35ページですね、

現行指針の(1)なんですね。「犯罪被害者等に対する過剰な取材、報道への報道機関等による自主的な取組を期待し、理解ある対応を求めます。」とありますが、これがあって改定ではのけられていますよね。ここがちょっとよく分からないですね。非常に重要な文言だと思います。

次、9番の「環境問題」。36ページにですね、中ごろですね。「地球規模での新たな課題が顕在化しています。」と書かれていますね、これマイクロプラスチック等によるとあります。もう少し、できれば詳しい書き方でお願いしたいと思います。

それと、37ページにですね、一番下の方。「環境に配慮し、行動できる人づくりの推進」というものがありますが、具体的にどういう人をつくりたいのかというのがですね、分からないですし、これは通常の啓発とかの中でやられるのか、あるいは別に何らかの予算措置等をつけてやられるのか、その辺もちょっとよく分からないんですね。その辺の御説明をお願いいたします。

それと次に11、「プライバシーの保護」。40ページです。「個人情報の保護に関する法律施行条例」というものがありますけれども、このですね、内容を少し具体的に書いていただくと、プライバシー保護に関する指針というものがですね、はっきりしてくると思います。まあ方向性ですね。この方向性がはっきりするのではないかと思います。

それと12、「拉致問題」。41ページです。これで一番最後の方ですね。「在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせ」とありますが、これ「嫌がらせ」というよりは、明らかな差別ではないかというふうに捉えております。ここはもう「嫌がらせ」という言葉よりも、「差別」とはっきり書いた方がいいのではないかと考えています。

次ですね、14。「感染症の問題」というものがありますね。この中にですね、これ私も不勉強なんですけれども、「新興感染症」。この範囲がですね、分かりません。私もちょっと不勉強で申し訳ございませんけど、この辺を少し詳しく書いていただくと助かります。

それから16、「性の多様性に関する問題」。これ47ページですね。よく「性的マイノリティ」という言葉が使われるんですけども、これ「性の多様性」というような表現ではだめなんではなかね。わざわざここで「マイノリティ」という言葉を使うのが妥当かどうかちょっと分かりません。これは、いろんな方の御意見もお聞きしたいと思います。

それとですね、これが最後になりますけれども、パートナーシップについての記述というものがこの中にはないんですね。県として、パートナーシップについてどのように考えておられるのかというのは、私ども非常に気にしているところです。これ今、宇部市はやられていますし、山口市でももうじきになりますからですね、これ、ぜひ県の見解も聞きたいところです。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございます。事前に資料もお目通しいただいて、気づきをたくさん御指摘いただきました。たくさん言われたので、私覚えていないと

ころがあるかもしれませんが、1つずついきたいと思います。

まず、最初に15ページにあります、「地域社会づくり」について具体的にというところですが、これは事務局の方で御説明ありますでしょうか。

男女共同  
参画課 はい、男女共同参画課でございます。先ほど委員御指摘ありました「地域社会づくり」というところで、「ちょっと漠然として、言い方が分かりづらいんじゃないか。」ということなんですけど、これはですね、考え方としては、全ての人が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる、地域全体、社会全体として、そういった取組をしていくということでございますけれども、この辺のもっと分かりやすい言い方については、また考えていきたいと思えます。

それから、ジェンダー平等と男女共同参画の違いということなんですけど、これは、全く同じ意味ということで、男女共同参画を言い換えるとジェンダー平等ということになります。

議 長 はい、ありがとうございます。次に18ページにある「予想を上回る少子化」ということで、事務局の方で何かあれば、お願いしたいと思えます。

こども  
政策課 はい、こども政策課でございます。こちらの「予想を上回るペースで少子化の進行」と申しますのは、令和4年、全国の出生数は80万人を切っておりまして、本県でも2年連続で8千人を割っている状況でございます。こうした数値につきましては、国の社会保障・人口問題研究所、こちらの方で将来推計というものを行っておりますが、その推計と比較して、今申した8千人を切っているという数値につきましては、数年前倒しでの数値となっておりますので、それをもって、少子化の「予想を上回るペースで」というふうに表現させていただいております。

議 長 はい、ありがとうございます。少子化の問題については、本当に大切な問題だろうと思っておりますので、具体的に説明いただけるというふうに思えます。

また、次の19ページ。「発生予防」と「未然予防」。これは文言の違いはどのような根拠があるのかということですが、事務局の方でお願いしたいと思えます。

こども  
家庭課長 こども家庭課の岡田と申します。よろしくお願ひします。

「児童虐待の未然防止」を「児童虐待の発生予防」に変更するという案を示させていただいております。この言葉そのものの意味に大きな違いはないというふうに思いますが、「やまぐち子ども・子育て応援プラン」という県で作りました計画において、「児童虐待の発生予防」というふうに文言を整理させていただいておりますので、そのように変更したというところでございます。以

上です。

議 長 はい、ありがとうございます。そして21ページにいきまして「地域の包括システム」。この文言についてももう少し具体的に。

長寿社会 長寿社会課長の重兼です。よろしく申し上げます。

課 長 「地域包括ケアシステム」でございますけれども、これは、高齢者が、例えば重度な要介護状態というふうになったとしても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、まず医療、それから介護、それから介護の手前で介護予防、それから住まい、それと生活支援、こういった5つの要素を一体的に提供される体制といったものになります。

続いて、22ページの方で、「地域の連携体制」というお話があったかと思えます。今お話したような、医療とか介護、それから介護予防と住まい、生活支援といったところがございますので、関係する職種の方が、例えば介護職員、それからケアマネさん、これは介護の関係になりますし、医療であれば医師、それから看護師といった方、あわせてですね、社会福祉士さんとか、介護福祉士さん、あるいは保健師さんという、こういった様々な職種の方々が関わってくるといったところで、県の方では、そういった方々の連携した会議とか研修といったものを進めていくといったところでございます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。「包括ケアシステム」、非常に重要な視点だろうというふうに思っております。

次に、24ページ、25ページ。「共存」というのを「共生」とどう違うのかというふうに御指摘がありましたけれども、この辺につきましては。

障 害 者 はい、障害者支援課長の西野でございます。お世話になります。

支援課長 25ページの基本方針の頭のところに「共生する社会」という表現がございますが、これは、全ての国民、県民が障害の有無に関わらず、互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合って、共に生きていく社会のことでございます。

御指摘のありましたように、「共生」は「共存」などと類似する言葉ではありますが、「障害者基本法」や「障害者差別解消法」の基本理念にも掲げられる重要な表現であることから、県においても「共生」を用いております。

議 長 御説明ありがとうございます。そうですね、最近はよくそういうふうに「共生」というふうに使いますので。

次に27ページのインクルーシブ教育について説明してほしいと、具体的にということでしたけれども、これはどちらの。

人権教育 課 長 「インクルーシブ教育システム」についての詳しい書きぶりにつきましては、今、関係課の特別支援教育推進室がいませんので、正確には申し上げられませ

んけれども、少し砕いた形で、分かりやすい記述を前向きに検討させていただくということで、持ち帰らせていただきます。

議長 はい、ありがとうございます。インクルーシブ教育について、もう少し分かりやすく説明を加えたいというようなお考えかと思えます。

次に、32ページの「包摂」の説明ということで、これはどこの課がお答えいただけるでしょうか。

厚政課長 厚政課の岡と申します。いつもお世話になっております。

御指摘いただきました「包摂した地域共生社会」の「包摂」という用語でございますけれども、国においても再犯防止の取組を推進しているところでございますけれども、その推進計画の中でも「包摂」という用語が使われておりまして、これに倣いまして県においてもこういった表現を使わせていただいております。

それから、同じブロックの最後の(5)の保護司と民間協力者との連携、これをいかに進めていくのかという御指摘がございました。保護司は、犯罪を犯された方を立ち直す支援をされている民間協力者の方なんですけれども、ここでの協力といいますのは、前段に書いてありますような市町における保健医療サービスあるいは福祉サービス、これをよく知っていただいて、そこに適切に繋げていただくというような意味を込めまして、協力、連携を強化するというふうな表現をしております。

議長 はい、ありがとうございます。「包摂」という言葉についてですけど、かなり専門用語になるだろうと思えますから、一般の方々が読まれて具体的にどのようなイメージを持たれるのかというのは、多少説明も必要かなと思えました。

また、保護司との連携ということについては、そういう人たちの再犯防止には、絶対的にそういう御協力が必要だろうと思えますけど、馬場委員が御指摘されたように、「守秘義務等あるからその辺はどのように連携するのか。」ということでしたけれども、専門性を持って対応していただくのが一番良いと思えます。また、地域の御協力がなければ難しいことだろうというふうに、再犯防止ということではあるかなと思えます。

また、保護司の方々もかなりボランティアでの活動をしておられて、本当にそういう部分では御苦勞も多いだろうと思えますけど、是非支援していけると良いだろうというふうに思っております。

そして、35ページの「犯罪被害者と家族の問題」は・・・。

馬場委員 35ページは、今の指針で謳われている報道関係のことが、改定の方では書かれていないので、なぜそれが外されたかがよく分からない。

県民生活 はい、県民生活課でございます。

課 長 大きく変更している点といたしますと、従前の現行の方はですね、国の基本計画に基づいた記述になっておりまして、それを令和3年に条例ができて、同年10月に県の方で「山口県犯罪被害者等支援推進計画」を作っております。その関係で各項目立て等が変更したということがございます。そうした中で、御指摘ありました報道機関等の記述についてでございますが、見直し案のほうでは「現状と課題」の、上の方の事例の中にですね、「報道機関による過剰な取材等から受ける」ということで、例示として上にあげさせていただいておりまして、その対応の方ではそれぞれの対応策という形で県民の理解の促進等というような形での書きぶりを変えております。もう少し規定の内容等、改めて精査してみたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長 はい、変更の背景を御説明いただきまして大変分かりやすく思っております。また、少し見直し等必要ということであれば、その辺も加えていただくということをお願いしたいと思います。次に、36ページの、「マイクロプラスチック等」というようなところで、「この辺のところも、もう少し具体的に現状と課題を書く必要が」ということで御指摘があったと思いますが、この辺についてよろしくをお願いします。

環境政策 環境政策課長の堀です。よろしくをお願いします。

課 長 御指摘いただきました、その顕在化、もう少し詳しく、分かりやすくということでしたので、この点については何か記述の方を検討させていただきたいと思っております。

それと、続きまして37ページの(3)で、「環境に配慮し、行動できる人づくりの推進」ということで、具体的にどういったものを行っているのかという御質問だったと思います。教育機関と連携した環境教育の推進であるとか、地域と連携した環境学習の推進、こういった取組をはじめですね、環境問題に対する幅広い普及啓発活動もやっておりますし、例えば省エネとか海岸清掃などの個別の実践活動についてはですね、予算化をしながら取組を進めていっているというところでございます。

議 長 はい、ありがとうございます。御説明を聞くと、なるほどという大変納得できる説明でしたけれども、この文書だけではなかなか理解できないところもありましたけれども、明快な説明をいただきましてありがとうございます。

次に、40ページ。個人情報保護に関する法律施行条例のところ、もう少し具体的な説明がある方がいいのではないかとということで、御指摘だったと思いますが、この件につきまして、どうぞよろしくをお願いします。

学 事 個人情報保護を所管しております学事文書課の深地と申します。よろしくお  
文 書 課 願いたします。

今、御質問ございました変更の背景から御説明いたしますと、変更前のもの

につきましては、県の保有する個人情報の開示請求権等について定めた「県個人情報保護条例」というような記載となっておりますが、「個人情報保護法」の改正によりまして、この開示請求権と、こういったものにつきましては、法律に直接定められてございます。そして、ここに記載してございます「個人情報の保護に関する法律施行条例」につきましては、法の施行にあたっての実務的な手立てを行うことが主眼となっております。具体的には、開示請求を受けて、開示等決定するまでの期間ですとか、あるいは開示に伴って生じる手数料等、また、法の施行を行うための実務上の手立てが主眼となっているものではございますが、より表記は具体的に書いた方が分かりやすいのではないかとこの御指摘がございました。文言に工夫ができないかどうかということにつきましてはですね、持ち帰らせて、検討させていただければと思っております。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございます。またその辺を御検討いただけたらというふう  
に思います。

次に41ページの一番下ですかね、「在日朝鮮人の人に対する嫌がらせ」、「嫌がらせ」という標記が「差別」という言葉のほうが適切ではないかという  
ような御指摘であったと思いますが、この件につきましては何かお考えがあれば。

厚政課長 厚政課でございます。御指摘を踏まえまして持ち帰らせて検討させていただ  
きたいと存じます。

議 長 はい、ありがとうございます。次に43ページの「新興感染症」についてと  
いうことでしたがこの件につきましては。

健康増進 課 長 はい、健康増進課の菊池でございます。「新興感染症」というのは、一般的  
には馴染みにくいことだったかもしれません。意味としましては、発生要因が  
まだ明らかでなくて、毒性が強くて、公衆衛生上に蔓延を防止するために必要  
なものということで、今後、新たに起こりうる感染症ということになっており  
ますが、少しこのあたり検討させていただければと思います。

議 長 はい、ありがとうございました。またこの辺のところも表記を御検討いただ  
くということで。そして47ページの、「性的マイノリティ」は「性の多様性」  
ではまずいのかということだったと思いますが。

男女共同 参画課 長 はい、男女共同参画課でございます。まず「性的マイノリティ」の言い方と  
いうことで、「多様性」というのを入れたらどうかという御指摘でしたけれど  
も、前段に、「LGBTなど」と多様性ということを含めておりますので、ど  
うしてもここは「性的マイノリティ」という言い方になるのかなというふう

考えております。

それからもう一点、パートナーシップ制度に対する県の見解というふうなお尋ねがあったのではないかと思うんですけれども、これまで、LGBT理解増進法が昨年6月に施行されたということで、県庁内のワーキンググループを設置しまして、パートナーシップ制度を導入するかどうかを含めて理解増進施策について検討していたところなんですけれども、その後、当事者団体からの要望とか聞き取り等を踏まえまして、ちょうど今、知事が今日記者会見するんですけれども、パートナーシップ制度について導入に向けて検討するということを表明することになっておりますので、今後、導入に向けた検討を進めていきたいと考えております。

議長 ありがとうございます。各部局の方から大変明解に御説明をいただきました。馬場委員、一つずつ、いろいろ答えていただきましたけど何かお気づきでもあれば。

馬場委員 特にはございません。

議長 よろしいですか。ありがとうございます。  
事前にお目通しをいただいて、いろいろ御指摘をいただいたんじゃないかと。大分時間も迫っているんですが、その他の委員の方で、何か御意見等ありましたらお願いしたいと思います。  
はい、石丸委員お願いします。

石丸委員 19ページの「子どもの問題」なんですけれども、全体のトーンが、子どもを保護する存在としての書きぶりが強いと思うんですね。それはそれで大切なんですけれども、人権の主体として子どもを育てていくという観点からすると、前の基本方針の中にあつた(1)エの「子どもの参加と子どもの意見を反映する仕組みの導入」というところがあるんですけど、これが無くなっているんですね。これは多分、「自由の権利に関する条約」のなかで「意見表明権」とか言われている部分と関連があると思うんですけれども、ちょっとその部分が無くなっているということで、前のように公共施設の設備等の際に子どもの意見を聴くシステムとかそこまで具体的に書く必要はないけれども、社会として様々ないろんなシステムとかいろんな社会そのものを動かしていく中で、今、山口県の場合、コミュニティスクールも推進しておられますから、子どもの社会参加というのは非常に大事なことだと思うので、ここに当然子どもたちがいろんな意見を表明するという部分は出てきますし、それが地域社会の担い手として子どもを育成していくという部分とも関わりがあると思いますから、このエの部分は何とか今の基本方針の中に残していただく方がいいんじゃないかと。標記はここまで具体的に必要ないと思うんですけど、とにかく子どもの意見をいろんな社会の、社会のほうの、社会参画に向けてとりあげていくと

いう部分の標記がほしいなと思いました。

それが一点と、それから22ページですけれども、高齢者のところで、今、私は山口市の老人クラブ連合会の事務局長をやっているんですけれども、地域包括ケアシステムのなかで、医療とか介護とかある程度組織、施設があるところは動いていくんですけれども、電球の交換とかですね、ゴミ出しとか、互助、共助ですね、お互いに向こう三軒両隣で支えあっていくという地域支えあいの組織づくりは実際には山口市内も進んでおりません。県内も全体的に進んでいないと思うんですね。やはりそれぞれが人権の主体者としてお互いに助け合うというシステムを作っていくという部分が、実はこの中にもいろんな行政が行うサービスあるいは事業所が行うサービスということが書いてあるんですけど、その部分が、お互いに支えあう仕組みを作っていくというような部分は(3)の「生涯現役社会づくり」とも関連しますので、ぜひそういった内容をどこかに入れ込んでいただく必要があるかなと思いました。もちろん(4)のところの「世代間の相互理解と交流の促進」、こことも絡みまして、シニアが高齢者の面倒をみたり、逆にシニアが子どもの見守りをしたり助けたりという部分もありますし、中学生高校生なんかがシニアを助けるというふうなこともありますから、そういったところで地域の支えあいの組織を作るといふ部分とこの世代間の相互交流の部分とうまくリンクさせたような表現が入ったらいいのではないかなと。ぜひお願いしたいと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。日頃の活動を通しての御意見をいただきましたが、19ページの子どもの権利条約等に関連して、子どもは大人の所有物ではありませんので、その辺の人権はどう認めるかと、この辺について何か事務局なり部局の方でお考えなり、御意見がありましたらお願いしたいと思います。どうぞ、よろしく申し上げます。

こども家庭課長 19ページの2の基本方針の中で、新たな今回の見直し案では、2の基本方針(1)の力のところで、「こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じます。」という書きぶりを新たに入れさせていただいているところです。

御指摘ありましたように、こども基本法が令和5年4月に施行されておりました、その中でも、「子どもの意見表明権」というのは非常に重要な位置づけが与えられているところです。書きぶりについては、現行の見直し案でいいかどうかという点をもうちょっと考えてみたいと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。書きぶりについては、また御検討いただくということですが、大変重要な御指摘だろうと思いますし、代弁するという大人、アドボカシーの考え方等も重要ですけど、子どもたちが自ら自分のそういうことを言えるという部分も非常に重要ではないかなというふうに思っておりますし、

カのところに、そういうふう子どもたちの意見も聴きながらというところで、この辺の書きぶりをご検討いただけるということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと22ページの包括システムというところで、互助とか共助とかいろいろありますが、その辺の高齢の方々について、生涯現役社会づくりであるとか、世代間の相互理解とか、この辺のところでは何か御意見がありましたらお願ひします。

長寿社会課 長 「相互に支えあうという部分を、もうちょっと表現したらいいのではないか」という御意見だったと思ひますので、持ち帰って整理したいというふうにお願ひしております。

議 長 ありがとうございます。また文言等を御検討いただくということで、石丸委員、何かありますでしょうか。

石丸委員 よろしいです。

議 長 では、その辺の御検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。時間がだいぶ迫っているんですが。そのほか委員の方々から御意見ありますでしょうか。  
川口委員、どうぞ。

川口委員 はい、28、29ページの「同和問題」に関するところになります。まず「現状と課題」のところなんですけれども、最後下線のところで、「こうした中、国においても、現在もなお部落差別が存在するとともに～」云々あるかと思ひます。「部落差別解消推進法」を受けて、国の6条に「実態調査を実施する」というのがあります。それを受け、2020年に国が、2019年かな、実態調査をしまして報告書が出ています。4つの調査をしました。一つが国民意識調査ですね。もう一つが法務省、法務局が、その間過去5年10年ですかね、受けてきた部落差別に関する人権侵犯事件の分析、もう一つが地方自治体、教育委員会が行ってきっていた部落差別に係る相談、そしてインターネット上の部落差別という形で、4つの実態調査を実施しました。これらを踏まえた結果を見ると、一つ、インターネット上では、同和地区の識別情報の適示といって、どこが同和地区かという情報が一覧リストにされたり、実際に同和地区に行って、ブログや様々なSNS等で晒されていると、そういうサイトがかなり多くの人が閲覧していると、インターネット上の部落差別は、そういった識別情報の適示というのが問題である、ということが問題となって、国のこういった審議会なんかでも問題があるということが指摘をされています。「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じている」とありますので、こういった新たな課題ですね、同和問題に関しては同和地区の識別情報の適示という、

インターネット時代において新たな課題が出ているということ、しっかりこの「現状」に入れていただきたいというのが一点です。

それとこの意識調査、国の実態調査の結果をふまえても、結婚差別であったりとか、身元調査、戸籍を不正取得をして相手の身元を調べるような身元調査だったり、差別的な言動、そして不動産購入において、部落を調査する、部落かどうか、そういうところを避けようとする実態だったり、等々の問題がまだあるということが、国の調査結果にあります。それと、県の、先ほど言った2019年の調査ですよね。意識調査、人権意識調査結果でも「同和問題」に関して様々な、実際、過去5年以内に見聞きした経験があるということが、今同じような課題が指摘されていますので、そういった結婚問題だったり、差別的な言動であったり、身元調査であったり、インターネット上のこういった問題ですね、こういったことも現状認識の中にぜひ盛り込んでいただきたいなど。入れるのであれば、下線の「実態調査を行うものとされています」とありますから、このあとに、国の調査結果はこうだったと、ちょっと一行二行、県の意識調査でもこういう実態があったということを追記いただきたいなど。

今、多くの県民の方が、一体「同和問題」どうなっているのかなということがまだまだ知られてない状況がありますので、まあ解決したという方もいますし、そうじゃないという議論もある一方で、客観的なエビデンスとして、国や県がやった調査結果をしっかり示すことで、今どういう状況なのかということ、をしっかりと僕は、どういった問題があるかということ、この問題には入れてほしいという意見です。

もう一点が、それを踏まえて、次「基本方針」ですね。「基本方針」の真ん中くらいで下線部引いた「推進法及び附帯決議を踏まえながら」の上のところですね。「県民一人ひとりの人権の尊重をめざすという視点に立って、必要な施策を実施します。」とあって、その下の「○」も、「人権尊重の視点に立った教育、啓発」といった文言がずっと使われていくんですね。「部落差別解消推進法」には、「部落差別を解消するための教育啓発の推進」というのが法律用語に入っています。条文にも、第5条にも書いています。国の法に従っていくならば、人権一般のこういう人権尊重の理念を目指すのは、全部の人権課題に言えますので、そうではなくて、法律の用語に基づいて、「部落差別を解消するための教育啓発の推進」というふうに法律に従った用語をぜひ使っていただきたいと。部落問題を理解するために、人権一般ではなくて、部落問題について解消するための学習が必要なわけですから。他の人権課題のところでは、個別の学習を深めるという論法になっていますけれども、この部落問題というところで人権尊重というぼかされた感じになっていますから、これは法律に従って「部落差別を解消するための教育啓発の推進」と、まあ多々出てきていますから、そこをそういう文言に基本方針としてぜひ入れてほしいと。

以前の指針の時には「部落差別解消推進法」はありませんでしたから、これまで「同和問題」に関して様々行ってきていた取組が、2002年に法律がなくなるという中で、成果と手法を人権尊重の視点でという形に変えましたけど

も、2016年に法律ができましたから、その法律にしっかりアップデートした形の指針に反映していただきたいということをちょっとお願いしたいと思います。はい、以上です。

議長 はい、ありがとうございました。川口委員から御提案もありましたが、事務局のほうで何か。

澤田委員 いいですか。

議長 はい。

澤田委員 今、川口委員のほうから指摘されたとおりに、私も全く同意します。

議長 ありがとうございます。澤田委員から川口委員の考えに賛同するという御指摘もいただきました。そのことも受けまして、何か事務局の方で御意見があればお願いしたいと思います。

人権対策 室次長 はい、「現状と課題」のところでございますけども、基本的には国の法律においてですね、「現在もなお部落差別が存在するとともに」、加えてですね、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ということが明確に謳われてますので、それを書くことにおいて、現状を示しているというふうに、こちらの方は理解をしておるところでございます。その上でですね、当然ながら法律に書いてある、地方自治体が行うべきことですよね、「相談体制の充実」とか、あと「教育及び啓発に努める」というところを課題というふうに認識をしております、そういうことで書かさせていただいているところでございます。依然としてそういうことがあるというところは承りますけれども、「同和問題」についてはいろいろな考え方があるということと、それと、先ほどちょっと申しましたけども、法務局のほうの調査・報告書等においてはですね、件数等は出ていますけども、具体的な中身が示されていないというところもございますので、県としてはですね、法律の文言に従って記述をしていくということが重要ではないかというふうに思っておるところでございます。

それから、先ほど、「人権尊重の視点に立ったという点を変更せよ」という御意見だったというふうに思いますけれども、基本的にはですね、「同和問題」について、県はですね、これまで指針に基づいてやってきましたし、それから、「部落差別解消推進法」ができた以降はそれに加えて、法律に基づいて行ってきたといったところがございます、基本的には現行指針に「部落差別解消推進法」の条文を加える、ということで改定をさせていただくというふうに考えておまして、このような記載になっておるところでございます。ですので、今までもやってきたことにプラス「部落差別解消推進法」ができましたので、

その部分を加えさせていただくという形にさせていただいておるところでございます。

議長 はい、ありがとうございます。時間が予定より大分押しております。ただいまいただきました御意見につきましては、最終的な調整まではいっておりませんが、この議題(2)「山口県人権推進指針の改定について」というところで、皆様方から大変多くの御意見をいただきました。また、事務局及び部局から出席いただいた方々から御説明なり、文言等を持ち帰ってまた検討するというようなお答えをいただいております。最終的な結論にはなりませんけど、議題(2)につきましては、今後について何かお考えがあればお聞きしたいと思っておりますが、議題(2)につきましては、今後の進め方等について、何かご提案があれば。

人権対策室 次長 はい、本日様々な御意見をいただきましてありがとうございます。今後いただいた御意見等について、本日お示しした改定素案に反映を検討するなど、ちょっとお時間をいただけたらというふうに考えております。

また、FAX 送信表の様式を用意しております。本日御発言いただけなかった内容や御意見をもし書いていただければ、様式を利用して事務局の方まで御連絡をいただけたらと思っております。そういうことも踏まえまして、次回の審議会において、引き続き現素案の審議をお願いできたらと思っておりますけれども、いかがでございますか。

議長 ありがとうございます。ただ今事務局のほうから継続審議ということで、皆様方からいただいた御意見をもう少し揉んで、また、文言等も調整して提示したいという御提案をいただきました。事務局のそういう方向性につきまして、委員の皆様方いかがでしょうか。(特に意見なし)

申し訳ありませんが時間がきておりますので、そういう方向性で御承諾をいただいたということで、事務局の方に引き続き調整をしていただきたいというふうに考えたいと思っております。

事務局に置かれましては、調整のうえ、次回審議会に向けて進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

また、そのことにつきましては、委員の皆様方から何とぞ御協力をいただき、引き続き、御意見等をいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

それと、議題(3)の方がまだ残っております、「その他」に移りたいと思っておりますが、せつかくの機会でありますので、何か御意見等ありましたらお願いしたいと思います。

特に無いようでしたら、時間も過ぎておりますので、本日の会議を終わらせていただきたいと思います。進行の不手際で少し時間をオーバーしておりますけど、委員の皆様には議事進行に御協力いただきまして、また、貴重な御意見をたくさんいただきまして、ありがとうございます。ぜひ事務局の方で整理

調整していただいて、継続審議ということで、また次の審議会に進めていただければというふうに思っています。

それでは進行を事務局にお返ししたいと思います。どうも今日はありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。それでは、閉会にあたりまして、環境生活部長の藤田から一言御礼を申し上げます。

環境生活 終わりにあたりまして、一言御礼を申し上げます。

部 長 高田会長さんにおかれましては、議事進行大変ありがとうございました。

それから、各委員の皆様方には、大変多くの貴重な御意見を賜りました。厚く御礼を申し上げます。

本日お示しいたしました、この「指針」の改定素案につきましては、継続審議というふうになったところでございますが、分かりやすい表現、また、追加の表現などを検討させていただきまして、改めてですね、次回の審議会において審議をお願いしたいというふうに考えておりますので、何卒よろしく願いいたします。

今後とも、指針改定に向けて、鋭意努力してまいりますので、引き続き、御支援、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

事務局 それでは、以上をもちまして「第17回山口県人権施策推進審議会」を閉会いたします。

先程申し上げました意見書の様式を、お帰りの際にお配りしますので、よろしく願いいたします。

皆様、大変お疲れでございました。